

議案第66号	三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
道路河川課	自転車等駐車場の利用促進及び駅周辺の良い交通環境の確保を図るため、相野駅前駐車場に新たに自動二輪車専用駐車場を設けるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 相野駅前駐車場において自動二輪車を駐車させるに当たり、所要の規定の整備を行うため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

道路交通法の改正（平成18年6月1日施行）及び駐車場法の改正（平成18年11月30日施行）に伴い、違法駐車対策の推進を図るための規定が整備されたことから、自動二輪車の駐車場整備を促進する必要性が生じた。三田市では、相野駅において、自動二輪車の駐車場確保の要望があることから相野駅前駐車場内に自動二輪車の駐車場を確保するものである。

【関係法令】 地方自治法第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）
 道路交通法

【改正内容】 ●文言等の整備（別表第2関係）

（改正前）

自転車等の種類	自転車等の駐車場所	定期使用の使用料		一時使用の使用料
		1月	3月	
自動二輪車（三田駅前駐車場及び新三田駅前駐車場に限る。）	屋外	4,500円	12,400円	300円

（改正後）

自転車等の種類	自転車等の駐車場所	定期使用の使用料		一時使用の使用料
		1月	3月	
<u>自動二輪車（三田駅前駐車場、新三田駅前駐車場及び相野駅前駐車場に限る。）</u>	屋外	4,500円	12,400円	300円

【施行期日】 平成22年10月1日

【予算措置】 予算（H21年度3月補正予算）に市営駐輪場維持管理費の工事請負費として4,100千円を計上